

|   |   |
|---|---|
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">請求の趣旨</p>        | <p>1 被告 は、原告に対して、 次の金員を支払え。</p> <p style="text-align: center;">金5万 円</p> <p>{<input checked="" type="checkbox"/>上記金額に対する<br/><input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する }</p> <p><input type="checkbox"/>平成 年 月 日から <input type="checkbox"/>平成 年 月 日まで<br/><input type="checkbox"/>令和 の割合による金員</p> <p>{<input type="checkbox"/>上記金額に対する<br/><input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する }</p> <p>{<input type="checkbox"/>平成 <input type="checkbox"/>令和 年 月 日<br/><input checked="" type="checkbox"/>訴状送達の日翌日 } から支払済みまで</p> <p>年3% の割合による金員</p> <p>2 訴訟費用は、被告 の負担とする。</p> <p>との判決 (<input checked="" type="checkbox"/>及び仮執行の宣言) を求めます。</p>  |
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">紛争の要点（請求の原因）</p> | <p>原告は平成29年（2017年）1月より、オクラ、レンコン、山芋、納豆などのいわゆるネバネバ食品中の粘質物を「ムチン」と呼ぶ「明治百五十年の大過」の訂正に取り組んできたが（甲1）、そのきっかけをつくったのは原告の長年のクライアントである茨城県水戸市在住の看護師、中西京子さんのサトイモ研究である（甲2）。</p> <p>ムチン（mucin）とは元来、動物性の成分を指す医学・生理学用語である。しかし、21世紀に入り、健康増進や食育が国策化し、その中でも「日本らしさ」を象徴するネバネバ食材の効果・効能が喧伝され、同成分が植物や発酵食品に含まれるとする誤情報が国内で爆発的に拡散した。また、それに便乗した医薬品・医療機器等の詐欺的商法も蔓延った。この「ムチン騒乱」はひとえに訂正報道を恐れる「メディアの失敗」に帰せられる。</p> <p>週刊誌『週刊文春』は「文春砲」と呼ばれ、芸能人や政治家の不祥事を伝えるスクープ記事を連発してきた。被告が度々俎上に載せる安倍晋三元首相もまた実は「騒乱」の主要キャストの一人である。なぜなら、誤情報の爆発的拡散は平成19年（2007年）の、第一次安倍政権下の舛添要一厚生労働大臣による医学博士で管理栄養士の本多京子さんの「健康大使」への任命を端緒としていたからである（甲3）。原告は、被告が女性誌『クレア』で誤情報の発信者であったため、初動の段階で注意喚起を行ってきた（甲4）。令和2年（2020年）7月、原告との電話会談で、（公社）日本食品科学工学会がムチンの定義を「動植物の」粘質物から「動物の」それへと改め、令和3年（2021年）1月、中西さんの地元の農協「JA水戸」がサトイモでお詫びと訂正を出し、訂正の機運が一気に高まった。「ムチン訂正」の2語でネット検索をすれば、誰もが現在も進行中の「令和の改新」の断片をうかがい知ることができる。しかし、原告は破廉恥にもその真っ最中の同年3月23日、タレントの渡辺満里奈さんらの誤報記事を掲載し、訂正業務を妨害した。よって、原告は、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権を行使し、原告所定の月額基本料金1か月分に相当する金5万円を請求する。</p> |
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">添付書類</p>         | <p>甲1：「明治百五十年の大過」の訂正について<br/>甲2：看護師 中西京子さんのサトイモ研究<br/>甲3：厚生労働省健康局ホームページ（2007年11月26日）<br/>甲4：『クレア』の記事（2014年11月28日）<br/>甲5：『週刊文春WOMAN 2021年春号』の記事（2021年3月23日）</p>   |